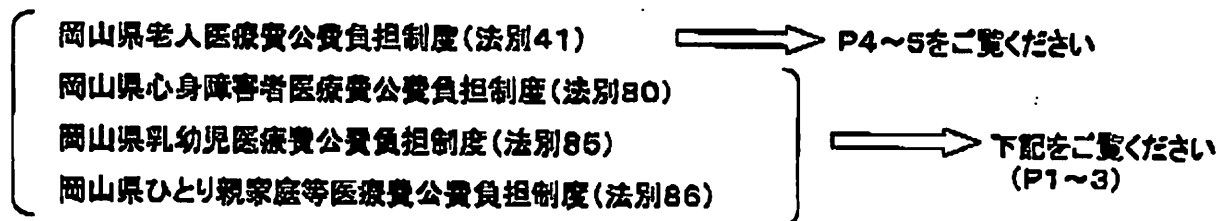


# 岡山県公費負担医療制度の見直しの概要について

(保険医療機関・保険薬局の皆様へ)

岡山県公費負担医療制度は、平成18年10月1日から、下記のとおり見直しを実施します。

具体的には、次の4制度です。



## ◎ 見直しの実施年月日

・平成18年10月1日 受診分から

## ◎ 一部負担金について

### (1) 一部負担限度額について

- ・乳幼児医療(85)を除き、原則、定率1割の自己負担となります。
- ※乳幼児医療については義務教育就学前まではすべての市町村において無料となります。  
(赤磐市の小学生1年~3年までは定率1割となります。県下の状況は、P6のとおりです。)
- ・ただし、定率1割の自己負担には、次の一部負担限度額が設けられます。

### <1ヶ月の一部負担限度額>

所得区分	一部負担限度額	
	外来の限度額	入院(合算)の限度額
一定以上	44,400円	80,100円+1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得	Ⅱ	2,000円
	Ⅰ	1,000円

※医療費総額が801,000円を超えたときは、次のとおりです。

$$80,100円 + (医療費総額 - 801,000円(乳幼児医療の3歳未満対象者は2,002,500円)) \times 1\%$$

### ※平成21年4月診療分から

低所得	Ⅱ	4,000円
	Ⅰ	2,000円

※上記の一部負担限度額は、一つの保険医療機関又は保険薬局ごとの限度額となります。  
自立支援医療のように医療機関を通じた限度額管理を行う必要はありません。

※複数の医療機関等を受診し、1ヶ月間に支払った一部負担金の合計が上記の限度額を超えた場合は、対象者の方に市町村窓口へ申請していただき、償還給付を受けていただきます。  
(給付の時期は、診療のあった月から概ね3~4ヶ月後となります。)

※申請者の方が市町村窓口へ償還給付を申請する場合には、医療機関等の窓口で受け取った領収証を添付していただくか、医療機関等の発行する証明書(従来のピンク色の様式)を提出していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 一部負担金の徴収方法について

- ・保険医療機関・保険薬局では定率1割の一部負担金の徴収を行っていただきますが、1割相当額が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額までの徴収に止めてください。
- ・また、乳幼児医療(85)については、次の例外を除き、従来どおり、無料として取り扱ってください。  
【例外】赤磐市の場合で小学生1年から3年までの場合(この場合は黄色の受給資格証となります。)
- ・一部負担限度額については、受給資格証に記載していますので、ご確認をお願いします。

【一部負担金が定率1割負担の場合】

<心身障害(80)> <ひとり親家庭(86)>  
<乳幼児(85)の一部>の場合

(色は黄色)

【一部負担金が無料の場合】

<乳幼児(85)>の場合

(色は白色)

受給の際は必ず保険証に添えて提出してください。  
この資格証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

岡山県	
心身障害者医療費受給資格証	
公費負担者番号	8 0 3 3 0 0 0 0
受給資格者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
住所	〇〇市〇〇〇121番地の2
氏名	岡山 太郎 (男・女)
生年月日	昭和28年8月24日生
一部負担金の割合	1 割
一部負担金の月額上限額	外来 2,000円
	入院 12,000円
有効期間	平成18年10月1日から 平成19年 6月30日まで
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分又は老人保健の一部負担金から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。	
平成18年10月1日 (市町村長名印) 岡山県 〇〇市町村長 印	
保険医療機関・保険薬局の方へ この資格証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、請求支払機関へ請求してください。	

受給の際は必ず保険証に添えて提出して下さい。  
この資格証が使えるのは、岡山県内の医療機関だけです。

岡山県	
乳幼児医療費受給資格者証	
公費負担者番号	8 5 3 3 0 0 0 0
受給資格者番号	0 0 0 0 0 0 0 0
住所	〇〇市〇〇〇121番地の2
氏名	岡山 様子 (男・女)
生年月日	平成14年8月24日生
一部負担金の割合	無 料
有効期間	平成18年10月1日から 平成19年 6月30日まで
上記の者の受診にかかる医療保険の自己負担分については、公費で負担します。	
平成18年10月1日	
(市町村長名印) 岡山県 〇〇市町村長 印	
保険医療機関・保険薬局の方へ この資格証により診療を求められたときは、公費併用扱いとして、レセプトにより、請求支払機関へ提出してください。 また、その場合、レセプトの「一部負担金額」「負担金額」欄には「0円」と記入してください。	

ここへ一部負担限度額を記載しています。

- ・入院等で医療費が高額となっても、対象者から徴収する額は、単県医療制度の一部負担限度額までとなります。
- ・一部負担金の10円未満は四捨五入して徴収してください。
- ・一部負担限度額は、原則として、レセプト単位の限度額となりますが、保険薬局において、同じ対象者に対し複数の医療機関から処方箋が発行されることがありますが、その場合は調剤レセプト単位ではなく、対象者単位の一部負担限度額として取り扱ってください。

### (3) 受給資格証の確認について

・今回の見直しの実施に当たって、各市町村から対象者の方へ、10月までに新しい受給資格証が交付されます。※乳幼児(05)の無料(白色)の場合、市町村によって更新されないときもあります。

・したがって、平成18年10月以降、最初の受診時には必ず受給資格証をご確認ください。

#### 【確認事項】

① 該当の受給者は、「定率1割」か、「無料」か。(受給資格証が黄色か白色か。)

② 「定率1割」の場合、一部負担限度額はいくらか。

③ 受給者証公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号

・一部負担限度額は、更新時期(毎年7月)だけでなく、年度途中でも変更することがありますので、保険証とあわせてご確認ください。

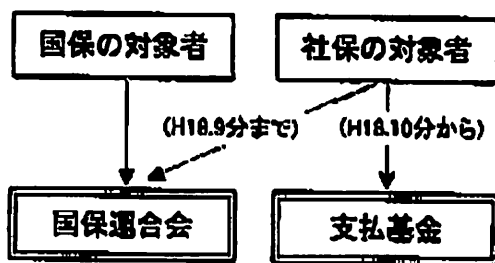
### (4) レセプトによる請求方法について

#### 1 社保分の取り扱い変更

(1) 平成18年10月診療分から、社保分の取扱いを支払基金へ変更します。

よって、社保分の請求については、国保分と同様、公費負担医療の併用として、レセプトにより、支払基金へ請求していただくこととなります。

※これに伴い、従来、レセプトとは別に作成していただいていた単県医療費請求書(右の様式)は作成する必要がなくなります。



(2) 平成18年9月診療分以前の社保分の取扱いについては、従前どおり右の請求書により国保連合会へ請求してください。

平成18年 月診療分単県医療費請求書(国保以外用)		△ 患者 氏名		△ 患者 性別		△ 患者 年齢		△ 患者 住所	
診療機関 名称		診療機関 住所		診療機関 代表者		診療機関 代表者 職名		診療機関 代表者 印	
診療日	診療時間	診療科目	診療内容	診療内容	診療内容	診療内容	診療内容	診療内容	診療内容
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									

・平成18年10月診療分からは、この様式は廃止します。  
 ・ただし、平成18年9月診療分以前の社保分の月遅れ請求分は、この請求書により国保連合会へ請求してください。

平成18年9月診療分以前の社保分の請求(右上の請求書による請求)は、国保連合会へできるだけ早く請求していただきますようご協力をお願いします。

#### 2 レセプトの記載方法

・レセプトの記載要領等の資料は、県のホームページで公開しておりますのでご覧ください。

<アドレス><http://www.pref.okayama.jp/hoken/kentai/tanken/tanken-top.html>

◎ 単県老人医療制度について（参考）

- ・ 今回の単県医療費公費負担制度の見直しでは、老人（法別41）分については、本年10月から対象者の年齢を段階的に引き上げることにより、対象者を順次縮小していき、5年かけて制度を廃止することとしています。
- ・ 医療機関における対象者の確認は、従来どおり、受給資格証の有無で行っていただくこととなりますので、特に取扱いに大きな変更はありません。

【国の患者負担の見直しによる影響】

- ・ 単県老人医療制度における一部負担金については、医療保険各法の前期高齢者（70歳～74歳）に適用される額を準用することとしていますので、国が行う患者負担の見直しの影響を受けることとなります。
- ・ また、公的年金控除の縮減等の税制改正の影響が、平成18年度分の住民税から反映されているため、国では、70歳以上の高齢者について、老人医療制度の平成18年度の医療受給者証等の更新時期（8月）にあわせて、この影響による激変を緩和する措置を設けています。
- ・ 税制改正の影響により所得区分が変更となる者について、自己負担限度額を「一般」と同額とする等の経過措置
- ・ こうした影響を受けることとなる単県老人医療制度についての取扱いは、次のとおりです。

国	H18. 8～H18. 9			H18. 10～		
単県	H18. 7～H18. 9			H18. 10～		
区分	定率負担	自己負担限度額		定率負担	自己負担限度額	
		外来			外来	
親世帯主	2割	40,200円	72,300円+1% 40,200円	3割	44,400円	80,100円+1% 44,400円
一般	1割	12,000円	40,200円	1割	12,000円	44,400円
低Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	1割	8,000円	24,600円
低Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	1割	8,000円	15,000円

- ・経過措置対象者かどうかは、受給資格証に  
**自己負担限度額「一般」適用** 又は **経過措置対象**  
 と明記されていますのでご注意ください。

(現物給付用受給資格証)

受診の際は必ず保険証を添えて提出してください。

<b>岡山県 老人医療受給資格証</b>				
公費負担者番号	4	1	3	3
公費負担医療の 受給者番号				
住 所				
氏 名				男・女
負担割合	<b>3割</b> (平成18年9月30日までは2割) ※ 自己負担限度額「一般」適用			
生年月日	昭和	年	月	日
有効期間	平成18年 7月 1日から 平成19年 6月30日まで			
上記の者の異動にかかると医療保険の自己負担分より一部負担金を控除した額を公費負担します。 平成 年 月 日 (市町村長名印) 岡山県 印				
医療機関へ この資格証により診療を求められたときは、一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を国保連合会又は支払基金へ請求してください。				

又は

負担割合	<b>3割</b> (平成18年9月30日までは2割) ※ 経過措置対象
------	---

- ・なお、その他の方の記載は次のとおりとなります。

《 「一般」「低Ⅱ」「低Ⅰ」の区分の方 》

負担割合	<b>1割</b> 平成 年 月 日までは 割
------	----------------------------

《 経過措置対象でない「現役並み所得者」の区分の方 》

負担割合	<b>3割</b> 平成18年 9月30日までは2割
------	-------------------------------